

県南広域振興局長告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和3年2月2日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 路線名 283号
- 2 供用開始の区間
  - (1) 遠野市綾織町新里2地割30番2地先から8地割2番1地先まで
  - (2) 遠野市綾織町新里8地割2番1地先から24番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和3年2月2日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部遠野土木センター
  - (2) 期間 令和3年2月2日から同年3月2日まで